

病床機能再編支援事業について

- 地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援である「病床機能再編支援事業」（国 10/10）が令和 2 年度に創設された。
- 補助にあたっては医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経ることとなっており、地域医療構想の実現に向けて必要な取組が審議いただくもの。

1 制度の概要（令和 4 年度国予算額：195 億円）

* 定額補助 国 10/10、R3～医療介護総合確保基金事業として位置付け

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療審議会及び地域医療構想調整会議の審議を経たものであること ・ 地域医療構想の実現に必要と認められるものであること
-----------	---

	種別	対象	備考
病床削減支援	①単独支援給付金 (1 機関の病床削減)	療養病床又は一般病床(対象区分: 高度急性期、急性期、慢性期)を有する病院又は診療所で、 <u>稼働病床の削減を行うもの</u> (R 7 年度中までの削減が条件)	▶ 稼働病床△1 床につき 2 百万円程度(病床稼働率等に応じ 1, 140 ~2, 280 千円)
病院統合支援	②統合支援給付金 (複数機関の統合)	療養病床又は一般病床(対象区分: 同上)を有する病院又は診療所が、 <u>病床削減を伴う統合に合意した場合</u> ※ 1 以上の病院廃止(診療所化含む) R 7 年度中までの完了が条件	▶ 稼働病床△1 床につき 2 百万円程度(病床稼働率等に応じ 1, 140 ~2, 280 千円) ▶ <u>重点支援区域は単価 1.5 倍</u>
	③債務整理支援給付金 (利子補給)	②統合支援給付金事業として認められた医療機関の統合において、 <u>承継病院が、統合によって廃止となる病院の債務返済のため、新たに融資を受ける場合</u>	▶ 当該融資に係る利子の全部又は一部 (利率・期間上限あり)

※ いずれも病床(①は稼働病床)10%以上削減が条件。(支給額算定に当たっては、回復期病床や介護医療院への転換、同一開設者の医療機関への病床融通は削減に含まれない)

また、計画完了時点の許可病床には休棟等が全て削減され、存在しないことが必要。

※ 補助事業の対象となる要件の基準：平成 30 年度病床機能報告

※ 支給額算定の基準：平成 30 年度病床機能報告(ただし、R2. 4. 1 までに変更があった場合は、いずれか少ない方)

※ 構想の実現を目的としたものではない病床削減(自己破産による廃院)は対象外。

※ 重点支援区域の単価が 1.5 倍となるのは、全ての統合関係医療機関が支援対象の場合のみ。(支援対象病院を変更する場合は、統合計画合意前に国に変更手続きが必要)

2 実施主体

都道府県

* 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた取組に給付金を支給

3 支給の要件等

(山口県病床機能再編支援事業費補助金交付要綱、国事業要領及びQ & Aから)
 単独支援給付金の具体的な支給要件等は次のとおり。(②～④は確認済)

[支給の要件]

次の全ての支給要件を満たすこと。

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床削減(経営困難等を踏まえた自己破産による廃院)は給付の対象とはならない。

要 件	
①	単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び県医療審議会の意見を踏まえ、知事が必要と認めたものであること。
②	病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

[給付金の返還](要件の一部)

要 件	
③	給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において、 <u>対象3区分(高度急性期・急性期・慢性期)の許可病床数を増加させた場合。</u> (ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない)

[その他]

④ 計画完了時の許可病床には、休棟等がすべて削減され、存在しない状態となっている必要がある。

4 今後のスケジュール

- ・ 地域医療構想調整会議・県医療審議会での審議を経て必要と認められたものについて、交付決定を行う。
- ・ 病床を削減する年度内に給付金の交付を行う。

日 程	内 容
1月～	地域医療構想調整会議の意見聴取
3月～	県医療審議会の意見聴取
	交付決定
	病床削減
	給付金支給

(長門圏域の状況)

(参考) 圏域の課題・将来のあるべき姿 (山口県地域医療構想 (H28.7) から転記)

(1) 構想区域 (保健医療圏) における課題 (圏域別)

- 医師、看護師等の医療従事者の不足、医師 (特に診療所) の高齢化
- 産科、小児科、脳神経外科の専門医の確保
- 医療機関間の連携の強化や役割分担の明確化
- 圏域に三次救急医療機関がなく、高度急性期機能が不足
- 高度急性期機能を他の圏域の医療機関が担っており、救急搬送体制の確保
- 圏域に回復期に特化した病棟はなく、回復期医療の提供体制が不十分
- 医療と介護の連携
- 在宅医療 (訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護等) の提供体制の確保

(2) 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿 (圏域別)

高度急性期・急性期機能

- 各医療機関が持つ特性を生かしながら、機能の集約化や連携・ネットワーク化を進め、高度急性期・急性期医療の強化が必要です。
- 他医療圏の三次医療機関との連携を強化し、高度急性期医療への対応が迅速にできる体制の整備が必要です。
- 脳血管疾患や循環器疾患への救急対応のため、ドクターヘリ等を最大限活用することや近隣医療圏との連携を強化するとともに、一定程度長門保健医療圏で対応できる体制の確保が必要です。

回復期機能

- 圏域において不足している回復期機能を確保するため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟等の整備が必要です。

慢性期機能・在宅医療等

- 療養病棟における慢性期患者の在院日数を短縮するとともに、在宅医療提供体制の充実を進め、入院患者の在宅復帰率を高めることが必要です。
- 在宅医療に対応するため病院と診療所の連携強化が必要です。
- 緩和ケア病床の整備が必要です。
- 訪問診療や訪問看護、訪問介護を充実するとともに、医療機関 (かかりつけ医) や薬局、介護施設等の連携を推進し、在宅療養支援診療所や訪問介護事業所等を拡充することによる地域包括ケアシステムの構築が必要です。
- 医療と介護が連携しながら、在宅医療提供体制の充実強化や介護施設等の受け皿の確保が必要です。
- 歯科衛生士等の活用も視野に入れた、高齢者への口腔ケアの推進が必要です。
- 調剤薬局による高齢者の薬剤管理の促進が必要です。

その他

- 放射線治療をはじめとする、がん診療の拠点機能の充実強化が必要です。
- 「医療ネットながと」の利活用による情報共有の一層の推進を図ることが必要です。
- 若者（子育て世代）の定着を図る観点から、一般的な周産期医療や小児医療の充実が必要です。
- 温泉や美しい自然など長門地域の資源を活用した、心のケア・疾病のリハビリテーションの取組が必要です。

(参考) 令和3年度病床機能報告の状況（長門圏域）

病床区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟・ 廃止予定	介護保険施設 移行予定	合計
報告	①R3 (2021)現状		366	40	135	21	—	562
	②R7 (2025)予定		366	40	125	31	—	562
構想	③R7 (2025)必要数	29	149	131	128	—	—	437
④構想との差(R3) (①-③)		△ 29	217	△ 91	7	21	—	125
⑤構想との差(R7) (②-③)		△ 29	217	△ 91	△ 3	31	—	125

(別紙) 申請概要

種別	医療機関名	機能	削減予定数	削減予定時期
単独支援	長門総合病院 (長門市東深川)	急性期	△45床	令和5年(2023年) 10月予定

【内訳】 ※病床数は許可病床数

変更前					変更後				
機能	病床	病棟別内訳			病床	病棟別内訳			
急性期	204床	西2階病棟	56床	急性期一般入院料1	159床	2階病棟	50床	急性期一般入院料1	
		西3階病棟	59床			3階病棟	56床		
		東3階病棟	30床			4階病棟	53床		
		4階病棟	59床						
回復期	40床	本3階病棟	40床	地域包括ケア病棟入院料2	40床	本3階病棟	40床	地域包括ケア病棟入院料2	
慢性期	53床	5階病棟	53床	療養病棟入院料1	53床	5階病棟	53床	療養病棟入院料1	
合計	297床		297床		252床		252床	(△45床)	